

独立行政法人国立高等専門学校機構共同研究実施規則取扱要領

理事長裁定

制定 平成21年 4月 1日
一部改正 平成24年12月26日
一部改正 平成31年 3月20日

(目的)

第1条 この要領は、独立行政法人国立高等専門学校機構共同研究実施規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第46号。以下「共同研究実施規則」という。）第14条の規定に基づき、共同研究実施規則の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(研究指導料)

第2条 共同研究実施規則第4条第5項の研究指導料は、6カ月につき21万円とし、月割計算はしない。ただし、共同研究実施者の資力に応じて減額することができる。

附 則（平成21年4月1日 制定）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月26日 一部改正）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月20日 一部改正）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。